

一般社団法人日本肝臓学会専門医制度 関連施設の資格要件

《専門医制度規則より抜粋》

第 11 条 関連施設としての認定を申請する診療施設は、次の各号の条件を全て満たすことを要する。

- (1) 専門性及び地域性から専攻研修で必要とされる施設であること
- (2) 肝臓病病床を 5 床以上有すること
- (3) 指導医（常勤、非常勤を問わない）が 1 名以上、専門医（常勤）が 1 名以上勤務し、十分な教育指導体制がとられていること
- (4) 認定施設と協力して専攻研修が可能であること
- (5) 剖検室を有することが望ましい。ただし、認定施設の剖検室を含むものとする

第 14 条 関連施設の認定を申請する認定施設の指導医責任者は、次の各号に定める申請書類を審議会に提出しなければならない。

- (1) 関連施設認定申請書
- (2) 診療施設内容証明書
- (3) 指導医及び専門医の勤務に関する証明書

※認定後の資格更新と資格の喪失について

第 17 条第 3 項

関連施設の更新は、5 年毎に行う。関連施設の認定更新を受けようとする認定施設の指導医責任者は、次の各号に定める書類を審議会に提出しなければならない。

- (1) 関連施設更新申請書
- (2) 指導医及び専門医の勤務に関する証明

第 19 条 関連施設は、次の理由により審議会の議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 認定施設が資格を喪失したとき
- (2) 第 11 条に該当しなくなったとき
- (3) 正当な理由を付して関連施設を辞退したとき
- (4) 関連施設の認定更新を受けないとき

【お問合せ】 日本肝臓学会事務局
専門医制度担当
Mail:senmoni@jshep.org
TEL:03-3812-1567